

## 8. 林業施設整備等利子助成事業

林業施設整備等利子助成事業は、全国木材協同組合連合会が主管する事業であり、林業者が日本政策金融公庫資金（対象資金については下記のとおり）を借り入れる際の利子について助成を行い、公庫からの借入金を実質無利子化する制度です。

平成 27 年度までは地域材利用緊急利子助成事業として実施していましたが、平成 28 年度からは名称を変更し、事業内容の拡充を行っています。

◆事業名 林業施設整備等利子助成事業

◆事業内容

事業名		融資枠	助成期間及び助成率	要件
林業施設整備等利子助成事業	森林取得資金	公庫資金 3億円	期間 最長10年間	①林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けた林業事業者上記対象資金の融通を受けていること ②事業活動を継続することが確実なこと ③適正な事業運営が行われると認められること ④木材の安定供給体制の構築に資する森林施業の集約化及び木材の生産・加工・流通体制の改善に向けた努力を行っている者又は今後行うことが確実と認められる者
	農林漁業施設資金	民間資金 5千万円	助成率 最大2%	
			期間 最長5年間	
			助成率 最大2%	

- ◆その他
- ・上記は令和6年4月1日現在の情報で、募集期間は未定です。
  - ・事業の詳細や手続きについては、全木連HPをご覧ください。
  - ・申請額が募集枠に達し次第、募集を締め切ることとなっておりますので、利用を検討されている場合はお早めに全木連（TEL: 03-3580-3215、HP : <http://zenmokukyo.jp/>）へお問い合わせください。

# 林業施設整備等利子助成事業

こんなとき、借入金の利子を助成します。

「木材の生産・加工・流通体制を改善したい。」「施業集約化のために林地を取得したい。」「自然災害により被害を受けた事業用資産を復旧し経営を再建したい。」「資金繰りを円滑にして経営の維持安定を図りたい。」などの  
林業者等のこうした思いにお応えして、設備投資などに  
対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。


対象者、対象となる資金・融資機関・利子助成対象額・助成期間・助成率等は以下のとおりです。

	1			2			3
対象者	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく 林業経営改善計画 又は 合理化計画の認定を受けている林業者等			自然災害により事業用資産が被害を受け、市町村長から被害内容の証明を受けた林業者等			経営管理実施権の設定を受けることができる者として都道府県から公表されている林業者等
対象資金	農林漁業施設資金	森林取得資金	相続等に 必要な資金	農林漁業施設資金	林業基盤整備資金	農林漁業 セーフティ ネット資金	林業構造改善事業推進資金
	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を復旧するのに必要な資金	造林地や林道の復旧に必要な資金	林業経営の再建に必要な資金	林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金
融資機関	(株)日本政策金融公庫		民間金融機関	(株)日本政策金融公庫			(株)日本政策金融公庫
利子助成 対象額(※)	上限3億円		上限 5,000万円	上限3億円			上限3億円
助成期間	最長5年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)		最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (経営管理実施権の設定を受けた者は最長10年間) (ただし、いずれも償還終了時まで)
助成率	最大2%			最大2%			最大2%

裏面へつづく

4

5

対象者	社会的又は経済的環境変化により経営状況が悪化し、その影響内容を証明できる林業者等			新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者で、一定の条件を満たす者 <sup>(※1)</sup> (詳細は、以下のURLからご覧ください。) <a href="https://www.zenmoku.jp/mokukyodo/shisetsuseibi_josei_2/r05_josei.html">https://www.zenmoku.jp/mokukyodo/shisetsuseibi_josei_2/r05_josei.html</a>	
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者	コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者	左記以外の林業者等	債務の償還負担の軽減に必要な資金 (コロナ・ウクライナ対策借換資金)	
対象資金	農林漁業施設資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業セーフティネット資金	債務の償還負担の軽減に必要な資金	
	事業の効率化、経費の削減等を図るための施設の整備に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金	林業経営の維持安定に必要な資金		
融資機関	(株)日本政策金融公庫			民間金融機関 (独)農林漁業信用基金による債務保証が必要)	
利子助成 <sup>(※2)</sup>	上限3億円			上限3億円又は借換資金のいずれか低い額	
助成期間	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)			最長5年間 (ただし、償還終了時まで)	
助成率	最大2%			最大2% (対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下の場合)	

※1 「一定の条件を満たす者」とは、次の①～②の要件をすべて満たす林業者です。  
 ① 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者、若しくは育成経営体として都道府県に選定されている者  
 ② 個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者  
 ※2 利子助成上限額は、同一年度内で、(株)日本政策金融公庫資金は①、②、③及び④を通算して3億円、①の民間金融機関資金は5,000万円、⑥の民間金融資金は3億円です。  
 また、貸付限度額は別途定められておりますので、詳しくは(株)日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

手続き

区分	右記以外の資金	コロナ・ウクライナ対策借換資金
資金の借入	(株)日本政策金融公庫 又は 民間金融機関(相続等に必要な資金)から資金を借入	(独)農林漁業信用基金に相談の後、民間金融機関に借換資金の借入れ申込み
申請書の提出 <sup>*</sup>	都道府県木材協同組合連合会などを経由して、全国木材協同組合連合会へ提出	全国木材協同組合連合会へ直接提出

※ 申請書の様式は、全国木材協同組合連合会の「林業施設整備等利子助成事業の募集について」をご覧ください。  
 事業内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階 TEL 03-3580-3215  
<http://www.zenmokukyo.jp/>



# 林業施設整備等利子助成事業利子助成金交付規程

全国木材協同組合連合会

## 第1 趣旨

全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）は森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び林業施設整備等利子助成事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政企第66号林野庁長官通知。以下「要領」という。）に基づく、林業施設整備等利子助成事業を実施するに当たっては、要綱及び要領に定める事項のほか、この規程に定めるところによるものとする。

## 第2 事業の内容

全木協連は、要領第3の1から3の事業に対し、次に定めるところにより、要領第3の1の(3)、同2の(1)又は同3の(1)の対象資金に係る利子の全部又は一部について助成を行うものとする。

### 1 助成の申請

要領第3の1の(3)の資金に係る利子の全部又は一部の助成を希望する者（以下「借受者」という。）は、要領第5の2に基づき、別記様式第1号の1、第1号の2又は第1号の3による利子助成金交付申請書（以下「申請書」という。）を借受者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を間接の構成員とする事業協同組合連合会（当該事業協同組合連合会がない場合には、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を直接の構成員とする事業協同組合）、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を構成員とする商工組合、公益社団法人、一般社団法人又は任意団体を含む団体等（以下「地域木材団体等」という。）を経由して全木協連に提出するものとする。なお、別記様式第1号の3による申請書を提出する場合は、全木協連に直接提出することができるものとし、借受者に対しては別記様式第2号の3により、独立行政法人農林漁業信用基金及び民間融資機関に対しては別記様式第2号の4により受領したことを通知するものとする。

### 2 助成の決定

全木協連は、申請書の提出があった場合には、要領第3の1の(8)に規定する審査委員会の審査を経て、利子助成の可否等を決定し、適当であると認

められる場合には、借受者に対しては別記様式第2号の1により、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）及び民間金融機関並びに独立行政法人農林漁業信用基金（以下「公庫等」という。）に対しては別記様式第2号の2により、その旨を通知する。

なお、対象資金が、要領第3の1の(3)のイの②の借換資金又は③の借換資金の場合には、第2の1により通知された別記様式第2号の3に定める別記様式第2号の3別添及び添付資料の提出があった後、要領第5の3の但し書きに基づき利子助成の決定を通知する。

### 3 利子助成金の交付

(1) 全木協連は、国から交付決定を受けた利子助成に係る経費の範囲において利子助成の件数等を決定するものとする。

(2) 利子助成の決定を受けた借受者は、別記様式第3号の1又は第3号の2による事業実施報告書を全木協連に速やかに提出するものとする。

ただし、農林漁業セーフティネット資金の場合は、別記様式第4号による林業施設整備等利子助成事業利子助成金請求書をもって事業実施報告書に代えることができるものとする。また、要領第3の1の(3)のイの②又は③の資金の利子助成の決定を受けた借受者の場合は提出を要しないものとする。

全木協連は、借受者から事業実施報告書が提出されたときは書類検査を行い、農林漁業施設資金、林業基盤整備資金及び林業構造改善事業推進資金のうち、利子助成額が一定額以上のものについては、原則として現地検査等を行うものとする。当該現地検査等は地域木材団体等に代行させることができるものとする。

(3) 利子助成の決定を受けた借受者又は要領第3の2若しくは3の事業について利子助成の決定を受けた者は、利子助成金の交付を受けようとするときは原則として4月分から6月分、7月分から9月分、10月分から12月分及び1月分から3月分に係る利子助成金請求額（以下「一定期間ごとの請求額」という。）をまとめ、それぞれ翌月の10日までに別記様式第4号の林業施設整備等利子助成事業利子助成金請求書等を全木協連に提出するものとする。

ただし、一定期間ごとの請求額の下限は1,000円とする。

(4) 全木協連は、(3)により提出された林業施設整備等利子助成事業利子助成金請求書等の内容について確認し、適正であると認めたときは、国から交付決定を受けた利子助成に係る経費の範囲において、原則として7月、10月、1月、5月の末日までに、要領第3の1の(5)及び(6)、2の(2)及び(3)又は3の(2)及び(3)に基づき、利子助成金を借受者に交付

するものとする。

- (5) 全木協連が必要と認めたときは、前記(3)及び(4)に定める時期にかかわらず、林業施設整備等利子助成事業利子助成金請求書等の提出を受け、利子助成金の交付を行うことができるものとする。
- (6) 決定された助成額については、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除き、変更しないものとする。
  - ア 公庫等との当該資金に係る金銭消費貸借契約又は貸付条件がやむを得ない理由により変更され、決定された助成額よりも減少したとき
  - イ 借受者が当該資金について繰上償還を行う等により金融機関へ支払う利息の支払額が、決定された助成額よりも減少したとき
  - ウ ア及びイ以外の事由で審査委員会が認めたとき

#### 4 届出

- (1) 借受者は、利子助成の決定後において、申請書の申請内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、別記様式第5号の1又は別記様式第5号の2により、変更内容を記載した変更届を速やかに全木協連に提出しなければならない。
- (2) 全木協連が必要と認めるときは、軽微な変更であっても、借受者に必要な書類の提出を求めることができるものとする。

#### 5 助成の中止及び返還

- (1) 要領第5の5の各号のいずれかに該当する場合は、全木協連が当該事由に該当すると認めた期日以降の利子助成金の交付を中止し、既に支払った利子助成金の全部又は一部について借受者に返還を求めることができるものとする。
- (2) 全木協連は、(1)による利子助成金の返還が遅延したときは、借受者に対し、遅延した額につき、年利 10.95%の割合で計算した額を遅延利息として支払わせることができるものとする。

#### 6 事業遂行状況報告書の提出

要領第3の1の(1)のア又はエに該当する借受者は、別記様式第6号の1の事業遂行状況報告書により当該事業の実施による効果等の状況を利子助成開始翌年度から利子助成終了翌年度まで、また、要領第3の1の(1)のイ又はウに該当する借受者は、別記様式第6号の2の事業遂行状況報告書により借り入れた資金の使用状況等を利子助成開始翌年度から対象資金の使用終了翌年度まで、毎年度の5月末日までに全木協連に提出

しなければならない。

ただし、借受者が借り受けた資金が要領第3の1の(3)のアの①の場合は、目標とする森林の取得が完了又は目標とする再造林面積を達成した翌年度までとし、要領第3の1の(3)のイの②又は③の場合は、提出を要しないものとする。

### 第3 調査

- 1 全木協連は、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、実態調査を行うことができる。この場合において、全木協連は必要に応じ、地域木材団体等に当該調査を行わせることができるものとする。
- 2 借受者は、正当な理由なく、1の調査を拒んではならない。

### 第4 その他

- 1 借受者は、本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。
- 2 1の関係書類の保管は、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、全木協連が別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和元年7月2日）から適用する。
- 2 林業経営基盤整備緊急利子助成事業交付規程は、廃止する。
- 3 廃止前の林業経営基盤整備緊急利子助成事業交付規程に基づいて実施された届出、報告、決定等についてはなお、従前の例によることとし、この規程により行ったものと見なす。

### 附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和2年5月29日）から適用する。

#### 附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和2年7月30日）から適用する。
- 2 この規程の改正前に利子の助成を決定したものについては、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和3年3月5日）から適用する。  
なお、第2の3の（2）の検査に係る規定は、令和2年度に利子助成の決定を受けたものから適用する。
- 2 この規程の改正前に利子の助成を決定したものについては、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和4年6月23日）から適用する。  
ただし、第2の3の（3）のただし書きに係る規定は、令和4年度以降に利子助成の決定を受けたものから適用し、この規定の改正前に利子の助成の決定を受けたものについては、なお従前の例によるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、林野庁長官の承認があった日（令和5年5月24日）から適用する。
- 2 この規程の改正前に利子の助成を決定したものについては、なお従前の例によるものとする。



## 林業施設整備等利子助成事業実施要領

[平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号 林野庁長官通知]  
最終改正 令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政企第 99 号

### 第 1 事業の種類

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）の別表 1 に基づく林業施設整備等利子助成事業の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

### 第 2 補助事業者

この事業の補助事業者は、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）とする。

### 第 3 事業内容

#### 1 林業施設整備等利子助成事業

##### (1) 事業対象者

この事業の対象者は、次に掲げるものとする。

- ア 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の認定を受けた林業者等
- イ 事業用資産について、暴風雨、豪雪等自然災害の被害を受けたことにより、災害復旧等のための資金を必要とし、かつ、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた林業者等
- ウ 自己の責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより、その経営を継続するための資金を必要とし、かつ、当該影響についての内容を証明できる林業者等
- エ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により公表されている民間事業者
- オ 林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）3 の（2）の ア に基づき都道府県が選定した育成経営体

##### (2) 融資機関

この事業の融資機関は、次に掲げるものとする。

- ア 株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金

融公庫。以下「公庫」という。)

イ 民間金融機関であって、次に掲げるもの

- ① 銀行
- ② 信用金庫
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ④ 信用協同組合
- ⑤ 農林中央金庫

(3) 対象資金

この事業の対象資金は、以下に定めるものとする。

ア 公庫が取り扱う資金であって、次に掲げるもの（以下「公庫資金」という。)

- ① 林業経営育成資金（森林取得）（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「公庫法」という。）別表第 1 第 8 号の下欄のワに掲げる資金（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件（平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号。以下「告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和 47 年政令第 186 号。以下「沖縄政令」という。）第 2 条第 1 号のワに掲げる資金（沖縄振興開発金融公庫法施行令第 2 条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件（昭和 47 年 8 月 1 日総理府・大蔵省告示第 4 号。以下「沖縄告示」という。）第 6 号の 1 から 3 までに掲げるものに限る。）をいう。以下同じ。)
- ② 農林漁業施設資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号の（3）に掲げる施設に係るものに限る。）又は沖縄政令第 2 条第 1 号ツに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号ネに掲げる資金（沖縄告示第 10 号の 1 又は 2 に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。）をいう。)
- ③ 林業基盤整備資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄のロ若しくはルに掲げる資金又は沖縄政令第 2 条第 1 号リ若しくははルに掲げる資金をいう。)
- ④ 農林漁業セーフティネット資金（公庫法別表第 1 第 8 号の下欄

のヲに掲げる資金（告示第5号の1から3までに掲げる資金に限る。）又は沖縄政令第2条第1号ヲに掲げる資金（沖縄告示第5号の1から3までに掲げるものに限る。）をいう。）

- ⑤ 林業構造改善事業推進資金（公庫法別表第1第8号の下欄のネに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のナに掲げる資金（告示第10号の1又は2に掲げるものであって、同号（3）に掲げる施設に係るものに限る。）又は沖縄政令第2条第1号ツに掲げる資金（林業者の共同利用に供するものに限る。）若しくは同号の下欄のネに掲げる資金（沖縄告示第10号の1又は2に掲げるものであって、同号のハに掲げる施設に係るものに限る。）をいう。）であって、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知第2の2に基づく承認を受けた事業計画により事業を実施するために必要な資金

イ (2)のイの①から⑤までに掲げる民間金融機関が融通する資金であって、次に掲げるもの（以下「民間資金」という。）

- ① 相続等により森林や林業機械等の事業用資産が分散することを防止するために必要な資金
- ② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）による影響を受けた林業者（個人にあつては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあつては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。以下同じ。）が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金

(ア) 公庫が融通する資金

(イ) 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第2条第1項の林業・木材産業改善資金をいう。以下同じ。）

(ウ) 木材産業等高度化推進資金（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和54年8月23日54林野企第83号林野庁長官通知）第7及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成8年11月1日付け8林野流第106号林野庁長官通

知) 第9に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。以下同じ。)

(エ) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

(オ) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第4号)の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

③ コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金であって、信用基金の債務保証を受けたもののうち次に掲げるものを除いた資金

(ア) 公庫が融通する資金

(イ) 林業・木材産業改善資金

(ウ) 木材産業等高度化推進資金

(エ) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

(オ) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち令和4年4月26日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

#### (4) 融資枠

この事業の対象となる融資枠の上限は、利子助成金の交付を受けようとする林業者等(以下「利子助成申請者」という。)当たり、次のとおりとする。

ア 公庫資金

3億円

イ 民間資金

① (3)のイの①に掲げる資金

5,000万円

② (3)のイの②又は③に掲げる資金

3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額

#### (5) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長10年間とする。ただし、(1)のアに掲げる対象者が(3)のアの②に掲げる資金

を借り受ける場合、(1)のエに掲げる対象者のうち、森林経営管理法第37条第2項に規定する経営管理実施権の設定を受けていない民間事業者が(3)のアの⑤に掲げる資金を借り受ける場合、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者が(3)のイの②に掲げる資金を借り受ける場合又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が(3)のイの③に掲げる資金を借り受ける場合にあつては、最長5年間とする。

(6) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

(7) 利子助成額の下限

この事業の1回あたりの利子助成額の下限は1,000円とする。

(8) 審査委員会の設置

ア 全木協連は、利子助成の審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。

イ 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。

- ① 審査委員会は、委員長1名及び委員若干名で構成するものとする。
- ② 全木協連は、林業・木材産業について知見を有する学識経験者及び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。
- ③ 全木協連は、②の委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁長官に協議するものとする。
- ④ 全木協連は、審査委員会の委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。
- ⑤ 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。
- ⑥ 審査委員会の運営事務は、全木協連が行うものとする。

(9) 利子助成の要件

全木協連は、次に掲げる利子助成について、利子助成申請者が、それぞれに定める要件を全て満たす場合に、利子助成を行うものとする。

ア (1)のアに定める事業対象者に係る利子助成(対象資金が(3)のア(①又は②に限る。)又はイの①の場合に限る。)

- ① 少なくとも約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であつて、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認められること。
- ② 木材の安定供給体制の構築に資する森林施業の集約化及び木材の生産・加工・流通体制の改善に向けた努力を行っている者又は今後行うことが確実であると認められる者であること。

イ (1) のイ又はウに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のア（②から④までに限る。）の場合に限る。）

- ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は事業活動を継続することが確実であること。
- ② 規約等により適正な事業運営が行われると認められる者であること。

ウ (1) のエに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のアの⑤の場合に限る。）

- ・ 少なくとも償還期間中は規約等により適正な事業運営が行われると認められること。

エ (1) のア又はオに定める事業対象者に係る利子助成（対象資金が (3) のイの②又は③の場合に限る。）

- ① 少なくとも当該資金の約定償還期間中は、事業活動を継続することが確実であること。
- ② 新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経済的な被害を受けた林業者として信用基金が債務保証を行い、かつ、林業信用保証事業交付金実施要綱（平成 15 年 10 月 6 日付け 15 林政企第 55 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 (2) の保証活用支援事業のうち事業再建支援タイプの活用により債務保証に必要な保証料が免除された資金であること。
- ③ 対象資金の貸付利率が、既往債務の借入金の利率以下かつ年 2 %以下であること。

## 2 地域材利用促進利子助成事業

### (1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 林政企第 332 号林野庁長官通知）による改正前の地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 林政企第 66 号林野庁長官通知）に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

### (2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長 15 年間とする。

### (3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大 2 %とする。ただし、対象資金の貸付利率が年 2 %を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

### 3 林業経営基盤整備緊急利子助成事業

#### (1) 対象資金

地域材利用促進緊急利子助成事業実施要領の一部改正について（平成26年3月31日付け25林政企第98号林野庁長官通知）附則第1項による廃止前の林業経営基盤整備緊急利子助成事業実施要領（平成25年2月26日付け24林政企第81号林野庁長官通知）に基づき、利子助成の交付決定を受けた資金

#### (2) 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長15年間とする。

#### (3) 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大年2%とする。ただし、対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、当該貸付利率とする。

### 第4 事業計画

1 全木協連は、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画等を作成するものとする。その提出に当たっては、交付要綱第5に定める交付申請書をもって代えるものとする。

2 交付要綱別表1の「重要な変更」欄に掲げる事項に該当する場合においては、関係機関との十分な調整を図った上で事業計画等を変更するものとする。その変更は、交付要綱第11に定める変更等承認申請書の提出をもって代えるものとする。

### 第5 事業の実施

#### 1 交付規程

全木協連は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する対象資金に対する利子助成に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。

#### 2 利子助成の申請

第3の1の事業の利子助成申請者は、交付規程の定めるところにより、利子助成金交付申請書を作成し、全木協連に提出するものとする。

また、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規

範：木材産業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け チェックシート」を記入の上、利子助成の申請に当たり全木協連へ提出するものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

### 3 利子助成の決定

全木協連は、利子助成申請者から、第3の1の事業の利子助成の申請があったときは、審査委員会の審査を経て、利子助成を決定するものとする。

ただし、第3の1の(3)のイの②又は③に掲げる資金にあつては、審査委員会の審査によらず利子助成を決定することができるものとし、その取扱いについて信用基金に通知するものとする。

### 4 利子助成金の交付

(1) 全木協連は利子助成を決定したときは、利子助成期間中、毎年、対象資金の残高に利子助成率を乗じた額の利子助成金を利子助成の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に交付するものとする。

(2) 利子助成は、交付規程に基づき行うものとする。

(3) 全木協連は、交付対象者が対象資金に係る利子を融資機関に支払ったことを確認した後でなければ、利子助成金の交付を行ってはならない。

### 5 利子助成金の交付の中止及び返還

全木協連は、交付対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を中止し、又は既に交付した利子助成金の全部若しくは一部について、交付対象者から返還させることとする。

(1) 第3の1の(1)のアに定める事業対象者に係る利子助成については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定が取り消されたとき

(2) 第3の1の(1)のエに定める事業対象者に係る利子助成については、当該事業対象者に係る森林経営管理法第36条第2項の規定による公



表が取りやめられたとき又は同法第 40 条の規定により経営管理実施権配分計画の全部が取り消されたとき

- (3) 事業を中止したとき
- (4) 融資機関との対象資金に係る金銭消費貸借契約を解約又は解除したとき
- (5) 対象資金について融資機関から繰上償還の請求が行われたとき
- (6) 延滞となっており、かつ、次回の約定償還日までに延滞が解消できなかったとき
- (7) 全木協連が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき
- (8) その他利子助成を継続して実施することが適切ではないと認められるとき
- (9) 第 3 の 1 の (3) のイの②又は③に掲げる資金に係る信用基金の債務保証が解約又は解除されたとき

## 第 6 事業の実施期限

第 3 の 1 の事業の新規採択実施期限は、令和 5 年度までとする。

## 第7 指導

林野庁長官は、本事業の適切な執行を確保するため、全木協連及び融資機関に対し、必要な報告を求め、指導及び監督を行うものとする。

## 第8 報告

交付要綱第30に規定する報告については、次のとおりとする。

- 1 本事業の実績については、交付要綱第16に定める実績報告書をもって報告することとする。
- 2 全木協連は、利子助成事業開始翌年度から終了翌年度まで、毎年度、交付対象者に助成対象となった事業の実施による効果等の状況を報告させ、7月末までに国に報告するものとする。
- 3 国は、本事業の実施状況等について、全木協連に対して必要に応じて資料の提出を求めること等ができるものとする。
- 4 林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、全木協連に対して提出を求めることとする。

## 第9 国の助成措置

- 1 交付要綱別表1に規定する国の助成措置に係る補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については別表2のとおりとする。
- 2 全木協連は、毎事業年度終了後遅滞なく補助金の精算を行い、別に定めるところにより国に報告しなければならない。また、全木協連は、融資機関との貸借契約の解約若しくは解除又は繰上償還等の償還計画の変更により残金が生じたとき、当該残金を国庫に返還するものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の林業施設整備等利子助成事業実施要領（平成23年4月1日付け22林政企第66号林野庁長官通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。